

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年11月14日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 平 野 誠 宏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年12月 5日 午前 8時30分から 令和 7年12月12日 午後 4時30分まで
開札期日	日 時 令和 7年12月17日 午前10時00分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 1月 7日 午後 1時30分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 7年12月18日 午前 9時00分から 令和 7年12月24日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年11月14日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前9時00分から午後4時00分までです。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4,870,000 3,896,000	一括	974,000	49,225	0
1	1,120,000				
2	3,750,000				
備考					

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 仲多度郡まんのう町東高篠字本村 |
| | 地 番 | 9 2 7 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 8 2 . 1 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 仲多度郡まんのう町東高篠字本村 9 2 7 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 9 2 7 番 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 5 7 . 9 6 平方メートル
2階 4 8 . 0 2 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年10月14日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 平 野 誠 宏

1 不動産の表示

【物件番号1、2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 仲多度郡まんのう町東高篠字本村

地 番 9 2 7 番 4

地 目 宅地

地 積 2 8 2 . 1 1 平方メートル

共有者 A 持分4分の3

共有者 B 持分4分の1

2 所 在 仲多度郡まんのう町東高篠字本村9 2 7 番地4

家屋 番号 9 2 7 番 4

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階 5 7 . 9 6 平方メートル
2階 4 8 . 0 2 平方メートル

共有者 A 持分4分の3

共有者 B 持分4分の1



令和7年(ケ)第55号
令和7年7月4日受理
令和7年7月25日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 都 築 浩 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 仲多度郡まんのう町東高篠字本村

地 番 927番4

地 目 宅地

地 積 282.11平方メートル

共有者 A 持分4分の3

共有者 B 持分4分の1

2 所 在 仲多度郡まんのう町東高篠字本村927番地4

家屋 番号 927番4

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階 57.96平方メートル

2階 48.02平方メートル

共有者 A 持分4分の3

共有者 B 持分4分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	香川県仲多度郡まんのう町東高篠927番地4		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している ☐ その他の者の占有権原については、「執行官の意見」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 保管開始日 支部 平成 年()第 号 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■B (土地建物共有者)	1 私は、本件物件の共有者です。 2 本件物件には、私とA、子供が居住していましたが、私は18年前に本件物件から退去し、その後、子供も学校を卒業して本件物件から退去し、私と同居しています。私は、退去後Aとは連絡をとっていないので、現在本件物件にだれが住んでいるのかは全く知りません。
■四電エナジーサービス株式会社担当者	本件物件には、電気温水器のみリースしており、基本契約は2028年3月20日までで、月額3,000円(税別)です。基本契約終了後、2年間は継続することができ、月額2,400円(税別)となります。 買受人は、名義変更や解除の場合等、当社までご連絡いただきたいと思います。
■まんのう町土地改良区組合長	本件地区では、浄化槽を設置している場合、水路維持協力金として、年間2,500円を負担していただいています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から、2枚目記載のとおりであると認めた。
 - 2 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりである。
 - 3 本件土地は、非線引都市計画区域内に存在し、西側を幅員約11mの舗装県道（建築基準法42条1項1号）に接道している。
 - 4 物件1土地と周囲の土地との境界は、現況上明らかである。14条1項地図が存在する。
 - 5 物件1土地上の門扉の表札は、**A**の姓が表示されていた。また、郵便受けには**A**宛の郵便物等が見受けられた。**A**とは連絡がとれていないものの、**A**が占有しているものと思料される。
 - 6 物件2建物については、経年（築後約22年経過）劣化が認められる。玄関ホール天井には、雨漏り跡が見受けられた。
 - 7 物件2には、電気給湯器が設置（四電エナジーサービス株式会社のリース）され、また、台所にはIHクッキングヒーターが設置されており、いわゆる電化住宅である。太陽光発電パネルは設置されていない。四電エナジーサービス株式会社担当者によると、「本件物件には、電気温水器のみリースしており、基本契約は2028年3月20日までで、月額3,000円（税別）です。基本契約終了後、2年間は継続することができ、月額2,400円（税別）となります。買受人は、名義変更や解除の場合等、当社までご連絡いただきたいと思います。」とのことであった。
 - 8 まんのう町土地改良区組合長によると、「本件地区では、浄化槽を設置している場合、水路維持協力金として、年間2,500円を負担していただいています。」とのことであった。
- ※ 上記、関係人の陳述及び関係資料等により2枚目記載のとおり報告する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年7月7日(月) 15:20-15:30	高松法務局	周辺土地登記簿等調査
令和7年7月9日(水) 13:05-13:15	物件所在地	物件確認、占有調査、接道外観等調査、写真撮影
令和7年7月9日(水) 13:30-13:50	まんのう町役場	公法上の規制等調査
令和7年7月9日(水) 13:55-14:05	まんのう町土地改良区	水利組合調査
令和7年7月9日(水) 14:30-14:45	共有者 B 宅	B から聴取
令和7年7月9日(水) 14:50-14:55	高松法務局丸亀支局	周辺土地登記簿等調査
令和7年7月9日(水) 15:15-15:20	広域水道企業団中讃ブロック統括センター	給配水管等調査
令和7年7月9日(水) 16:00-16:10	中讃土木事務所	公法上の規制等調査
令和7年7月17日(木) 13:30-14:00	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行
令和7年7月18日(金) 10:15-10:20	当庁	四電エナジーサービス株式会社担当者から聴取(電話)
令和7年7月18日(金) 10:20-10:25	当庁	まんのう町土地改良区組合長から聴取(電話)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年7月17日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 C を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）

S = 1 / 200

令和 7 年（ケ）第 55 号

約0.5m幅
水路

約3m幅員舗装町道(久留島線)
(建築基準法42条2項道路)

個人所有の地目: 公衆用道路

約2m幅

所有者: 仲多度郡満濃町
地目: 公衆用道路
(北側町道敷の範囲外)



927-16

927-4

907-1

車道約8m

歩道
約3m

物件 1 (土地)

カーポート
(土地定着物)

物置
(動産)

物件 2 (建物)

幅員約11m
県道長尾丸亀線
(建築基準法42条1項1号)

風呂給湯電気温水器

道

927-15

908-2

※概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。



写真撮影位置・方向

(6 枚目)

建物間取図（概略）

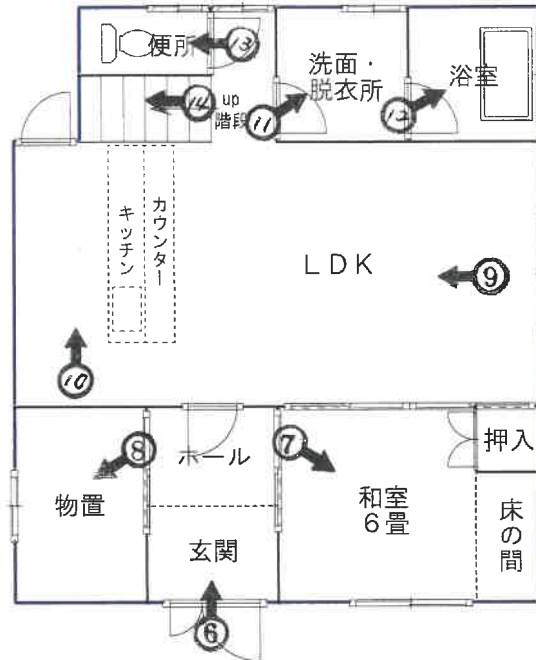
S = 1 / 100



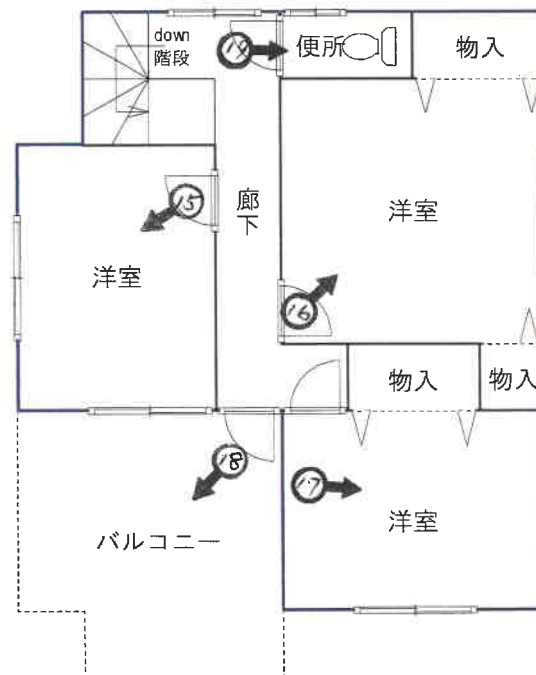
令和 7（ケ）第 55号

物件 2

1階



2階



※概略図であり、現況と相違する場合がある。

←○ 写真撮影位置・方向

（ 7 枚目）

1



本件物件の外観

2



本件物件南西側の状況

3



本件物件南東側の状況

4



本件物件北西側の状況

5



物件2 玄関付近の状況

6

雨漏り跡



物件2 玄関内の状況

(10 枚目)

7



物件2 1階和室の状況

8



物件2 1階物置の状況

9



物件2 1階LDKの状況

10



物件2 1階キッチンの状況

11



物件2 1階洗面・脱衣所の状況

12



物件2 1階浴室の状況

13



物件2 1階トイレの状況

14



物件2 階段の状況

(14 枚目)

15



物件 2 2階西側洋室の状況

16



物件 2 2階北東側洋室の状況

17



物件 2 2階南東側洋室の状況

18



物件 2 2階バルコニーの状況



物件2 2階トイレの状況

令和7年(ケ)第 55号
令和7年7月17日現地調査
令和7年7月25日評価

高松地方裁判所 御中

7 25

評価書

評価人 不動産鑑定士

鈴木祐司

第1 評価額

一 括 価 格	
金 4,870,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 1,120,000 円
物件2 (建物)	金 3,750,000 円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2の土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	種類	所在等	登 記	現況
1	土地	所在地 番地 目録 積	仲多度郡まんのう町東高篠字本村 927番4 宅地 282.11 m ²	同左
2	建物	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	仲多度郡まんのう町東高篠字本村 927番地4 927番4 居宅 木造スレート葺2階建 1階: 57.96 m ² 2階: 48.02 m ² 延: 105.98 m ²	同左
番号	特 記 事 項			
—	—			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置・交 通	琴電琴平線 羽間 駅 の 北西 方約 1.4 k m(直線距離) (別添「位置図」参照)
付 近 の 状 況	対象物件は、農地が広がる中、戸建住宅が散在する県道長尾丸亀線沿線の住宅地域に存する。
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 : 非線引都市計画区域 用途地域 : 無指定 建 ぺ い 率 : 70 % 容 積 率 : 200 % 防 火 規 制 : ー その他の規制 : ー
画 地 条 件	面 積 : 282.11 m ² (登記数量) 間 口 : 約33m (西側県道に対して) 奥 行 : 約6m～約11m 形 状 : 略整形地 地 勢 : 略平坦
接面道路の状況	西側で幅員約11mの県道長尾丸亀線（建築基準法42条1項1号）に略等高に接面
土地 の 利用状況 及び隣地の状況等	・物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。 ・物件1土地と周囲の土地との境界については現況上明らかである。 ・物件1土地の中央部には物置（動産）、北寄りにカーポート（土地定着物）が設置されている。 ・北側町道（約3m幅員、久留島線、建築基準法42条2項）との間の目的外隣地（地番927番16）の登記上の所有者は仲多度郡満濃町（地目：公衆用道路）である。 (以上の詳細は現況調査報告書、土地建物位置関係図のとおり) ・周囲は戸建住宅
供給処理施設	上 水 道 : 有 ガス配管 : 無 公共下水道 : 処理区域外
特 記 事 項	・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定…無 ・土壌汚染の有無…登記や古い地図等によれば、土壌汚染を疑われるような使用方法是確認できず、土壌汚染の可能性は低いと思料される。なお、土壌汚染の有無の詳細は専門調査機関による調査を要する。

2 建物の概況及び利用状況

(1) 物件2

区 分	主である建物
建築時期 及び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日 : 平成15年2月5日 新築（登記記載） 経 過 年 数 : 約22 年 経済的残存耐用年数 : 約5 年
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : スレート葺 外 壁 : 窯業系サイディングボード 内 壁 : クロス 天 井 : クロス 床 : フローリング、畳ほか 設 備 : 電化住宅 そ の 他 : -
床面積（現況）	公簿に略同
現 況 用 途 等	階 層 : 2階建 現 況 用 途 : 居宅 間 取 : 別紙建物間取図のとおり
建 物 の 品 等	中品等
保守管理の状態	普通（経年劣化が認められるほか、玄関ホール天井に雨漏りの痕跡が認められた。）
建物の利用状況	・建物共有者が本建物を居宅として占有している。（詳細は現況調査報告書のとおり）
特 記 事 項	・電気給湯器（四電エナジーサービス株式会社からのリース）が設置されている。（詳細は現況調査報告書のとおり） ・設備については、使用可能かどうかは不明である。 ・対象建物については、吹付けアスベスト等及びアスベスト含有建材（成形板・仕上塗材等）が使用されている可能性は低い。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地等価格

① 物件1

目的土地の建付地価格等を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建 付 減 価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	16,500	0.80	282.11	1.0	3,724,000

(千円未満四捨五入)

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査・基準地 まんのう(県)ー5

標準価格 時点修正 標準化補正 地域格差
 $17,400 \text{ 円/㎡} \times 99.4/100 \times 100/100 \times 100/105 \div 16,500 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : -

◇地域格差 :

街路条件 (種別、幅員)	△5
環境条件 (居住環境等)	+10
(相乗積)	+5

イ 個別格差 :

間口奥行 △20

ウ 地 積 : 公簿数量を採用

エ 建付減価 : -

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	180,000	105.98	0.23	4,388,000

(千円未満四捨五入)

ウ 現価率

経過年数約22年、経済的残存耐用年数約5年、残価率5%とした定額法と観察減価法（普通：0%）を併用して、下記のとおり査定した。

物件2 建物

観察減価

$$\text{現価率} = \left[0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{5}{22 + 5} \right] \times (1 - 0.00) \div 0.23$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	3,724,000	0.5 法定地上権	1,862,000

(千円未満四捨五入)

イ 土地利用権等割合

物件2建物の土地利用権等を法定地上権（土地利用権等割合は50%と査定）と判定し、その範囲は物件1土地の全体に及ぶと判断した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	3,724,000	△1,862,000	1.0	1.0	0.6	1,120,000
2	4,388,000	+1,862,000	1.0	1.0	0.6	3,750,000
一括価格（合計）						4,870,000

(万円未満四捨五入)

ウ 占有減価修正 —

エ 市場性修正 —

オ 競売市場修正

評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等

番 号 : まんのう(県)ー5
所 在 : 仲多度郡まんのう町東高篠字上田井1519番9
価 格 : 17,400 円/㎡
位 置 : 琴電琴平線榎井駅の北東方約2.2km (道路距離)
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 172 ㎡
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 南東4m私道
都市計画区分 : 非線引都市計画区域
用途 指定 等 : 無指定 (70、200)
地域 の 概要 : 県道に挟まれた小規模分譲住宅団地

2 固定資産税評価額 (令和 7 年度)

物件1 2,568,629 円
物件2 2,981,803 円

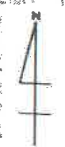
※ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とはその性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図
- 4 建物図面写、各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

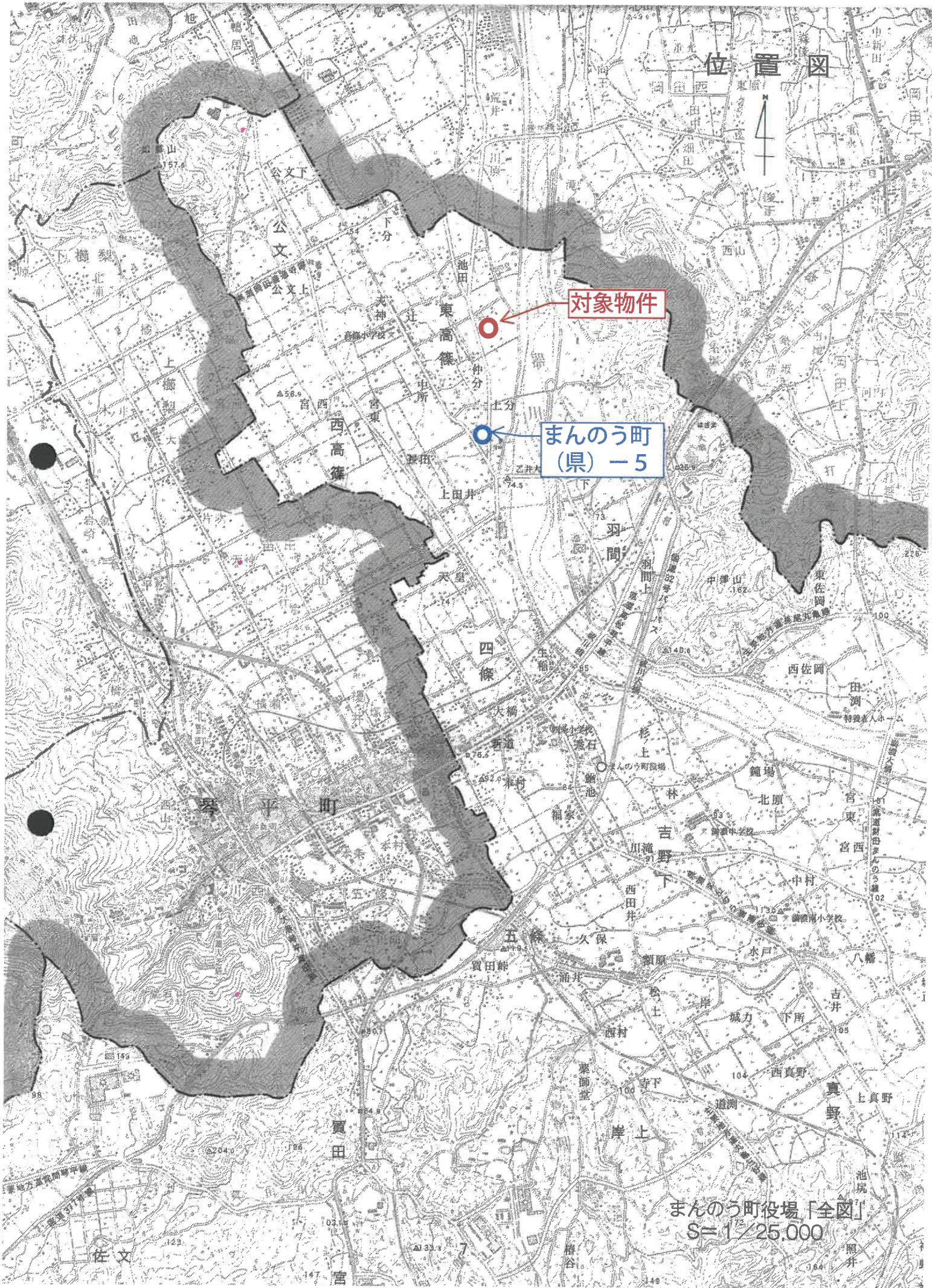
位置図

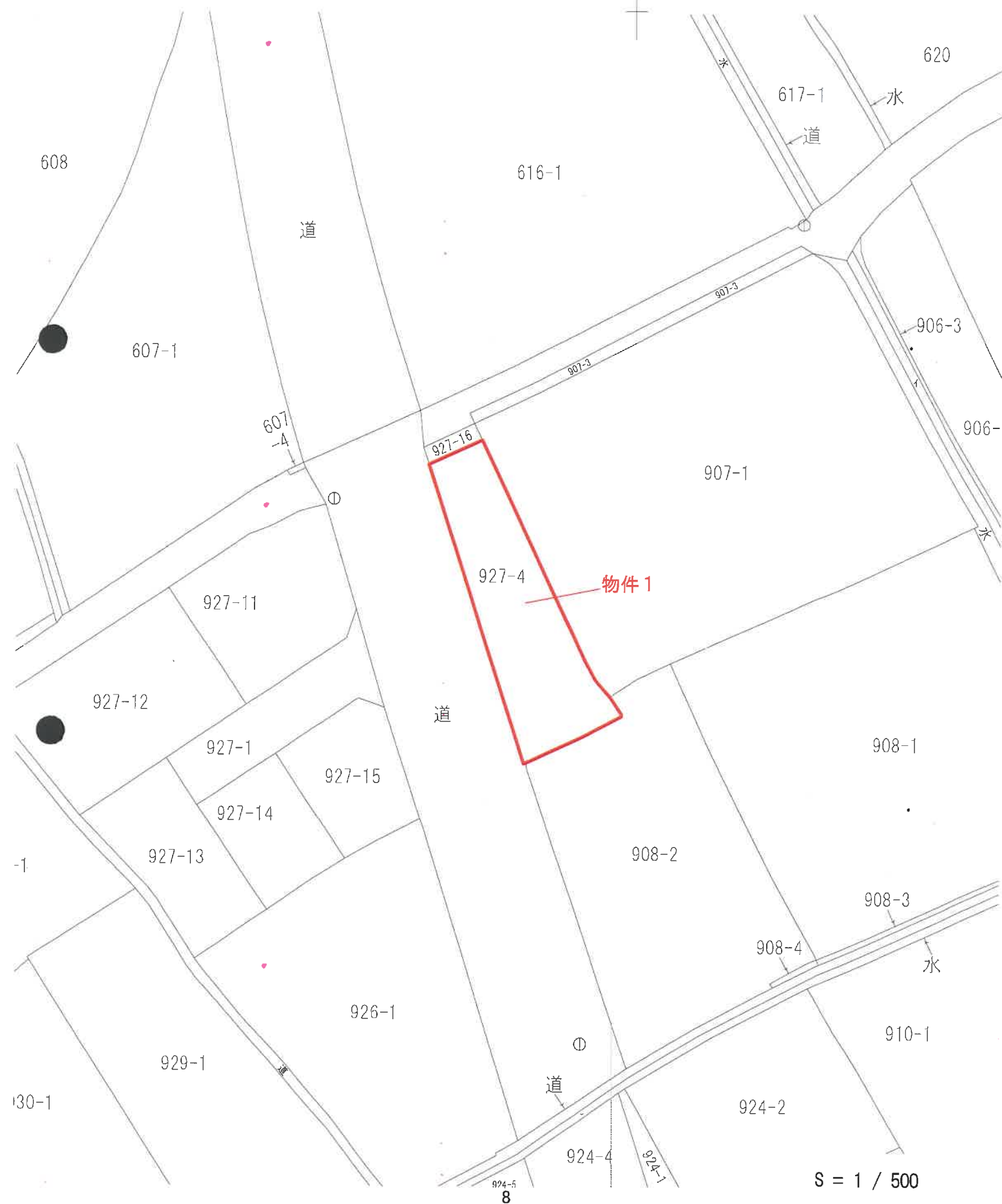


対象物件

まんのう町
(県) - 5

まんのう町役場「全図」
S=1/25,000





0304712

地 番 927-16 土地の所在 香川県 仲多度郡 高松市 本付

仲多度郡まんのう町 前 927-4

座 標 求 積 表

地 番 名 称	標 識	X	Y	辺 長
(D)927-16	3158	134423.828	30985.142	
	3517	134421.256	30979.749	5.975
	KO1	134419.364	30980.353	1.986
	K2	134422.017	30985.997	6.236
	3158	134423.828	30985.142	2.003
倍面積		24,246643	m ²	
面積		12,1233215	m ²	12.12 m ²
(イ)927-4	公 積	294,2370040	m ²	
	総 計	12,1233215	m ²	
	残 地	282,1136825	m ²	282.11 m ²

*使用機名 JEC GEO STATION シズタ
*公 式 $A=1/2\sum(X2-X1)(Y1+Y2)$

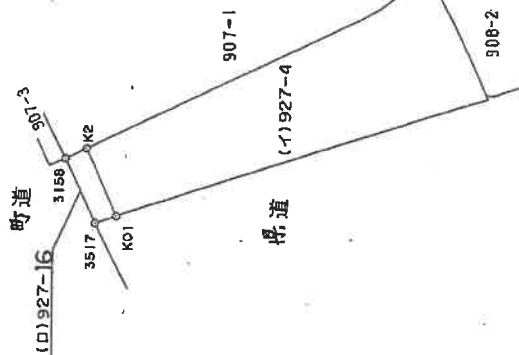
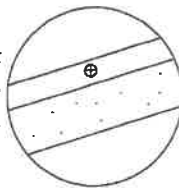
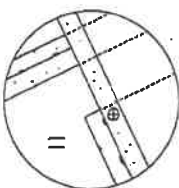
座 標 イ ス ト

点 名	X	Y
DD222-5	134445.214	31020.359
DD110-5	134357.767	30996.526

境界点	引張点	距 離
	DD222-5	90.637
	DD110-5	
KO1	DD222-5	47.631
	DD110-5	63.685
K2	DD222-5	41.459
	DD110-5	65.107
3158	DD222-5	41.202
	DD110-5	67.035

DD222-5

N

DD110-5
金 属 旗DD222-5
金 属 旗

DD110-5

※B4判をA4判に縮小

H12.9.14

作 製 者

申 請 人

縮尺

1/500

1302684

927-

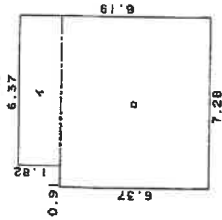
家屋番号

仲多度郡満濃町大字東高篠字本村927-4

建物の所在

仲多度郡まんのう町

1 階

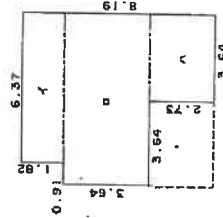


求積表

1 $1.82 \times 6.37 = 11.5934$
2 $6.37 \times 7.28 = 46.3736$

合計 57.9670
床面積 57.96 m²

2 階



求積表

1 $1.82 \times 6.37 = 11.5934$
2 $3.64 \times 7.28 = 26.4992$
3 $2.73 \times 3.64 = 9.9372$

合計 48.0298
床面積 48.02 m²

町道(927-16)

国道長尾丸線

927-4

907-1

主

908-2

※B4判をA4判に縮小

昭和15年2月7日登

作製者

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500

(香川県土地家屋調査士会用紙)

平成15年2月7日

土地建物位置関係図（概略）

S = 1 / 200

令和 7 年（ケ）第 55 号

約0.5m幅
水路

約3m幅員舗装町道（久留島線）
（建築基準法42条2項道路）

個人所有の地目：公衆用道路

約2m幅

所有者：仲多度郡満濃町
地目：公衆用道路
（北側町道敷の範囲外）

927-16

927-4

907-1

歩道
約3m

車道約8m

物件 1（土地）

カーポート
（土地定着物）

物置
（動産）

物件 2（建物）

幅員約11m
県道長尾丸亀線
（建築基準法42条1項1号）

風呂給湯電気温水器

道

927-15

908-2

※概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

建物間取図（概略）

S = 1 / 100



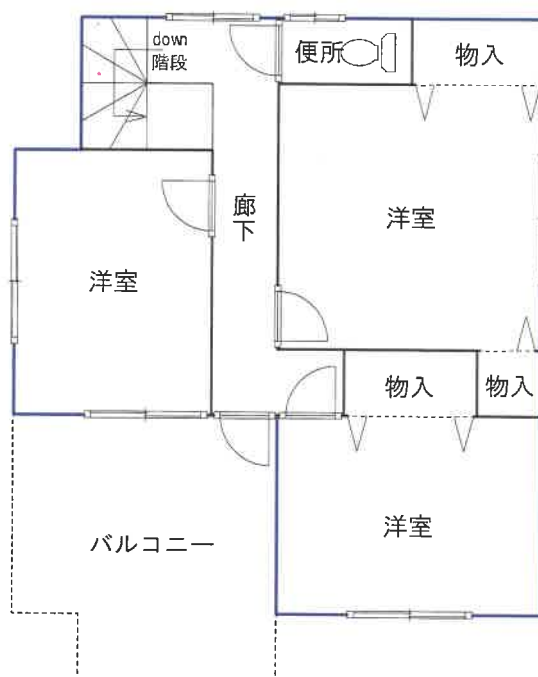
令和 7（ケ）第 55号

物件 2

1階



2階



※概略図であり、現況と相違する場合がある。